

第18回黒潮町農業委員会議事録

1. 日 時 平成29年7月7日(金) 午後2時00分～午後3時50分
2. 会 場 保健福祉センター2階 健康研修室(役場本庁前)
3. 出席委員 【農業委員】(12人)
1番 小谷健児、2番 野坂賢思、3番 藤田清子、4番 藤原 忍、
6番 山中 讓、7番 金子孝子、8番 伊芸精一、9番 宮川陽子、
10番 堀野裕一、11番 篠田 開、13番 松本昌子、14番 吉尾好市
【推進委員】(5人)
1番 大石正幸、3番 平野幸敏、4番 宮川建作、5番 篠田 博、
6番 尾崎澄夫、
(事務局:書記 森下)
4. 欠席委員 【農業委員】(2人) 5番 濱口佳史、12番 福留康弘
【推進委員】(2人) 2番 弘瀬正彦、7番 福井正一
5. 議事日程
 - (1) 出席委員の確認及び議事録署名委員の指名
 - (2) 議案第1号 農地法第4条許可申請(県知事許可)について (1件)
議案第2号 農地法第5条許可申請(県知事許可)について (3件)
議案第3号 非農地証明願について (2件)
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の決定について
 - (3) その他の討議・報告事項について

議 長 毎日降ったり照ったりと鬱陶しい天気が続いております、また、九州の方では豪い災害になっております。また、これからどういことが起こるか分かりませんので、気を付けてください。

本日の欠席者4名位おられます。まず濱口君と、それから福留さん、弘瀬さんと福井さんが欠席ですが、会の方は、成立しておりますので、本日の議事録署名人は、宮川陽子さんと堀野裕一さんをお願いしたいと思います。

それでは、早速議事に入りたいと思います。それから、この間の草刈の時にはお世話になりました、ご苦勞様でした。また、後からその報告があらうかと思ひます。

それでは、議案第1号農地法第4条許可申請について、1件出ておりますが事務局の方より説明をお願いします。

事務局 それでは議案について説明をさせていただきます。1ページをお開きください。

議案第1号農地法第4条許可について説明をさせていただきます。

願出人の住所氏名については、この議案書にあるとおりです。願出地については、黒潮町荷稻字シウケ108番1、田、382㎡です。転用の理由としては、墓地に転用ということで、右の欄に理由を書いておりますけれども、現在のお墓が高い所にあつて、申請人も高齢化したということで、低いところにおろしてきて車でも墓参りが出来るところへ

造り替えたい。ということで転用の申請が出ています。

3 ページから 10 ページにかけて、位置図と平面図とを付けておりますのでお開きください。

3 ページに航空写真を付けておりますが、土佐くろしお鉄道の近く荷稻駅の南側になります。位置的には分かりますか。

7 ページをお願いします。現在、この絵の中に平面図がありますが、その中に取合道とありますが、そこはコンクリートで舗装されたものが作られています。そこへ 33 m²のお墓を設置するというので、8 ページに設置する納骨堂について載せております。

それと、9、10 ページが現在の状況となっております。他にもお墓をつくるという農地が無いということと、それと、排水についても、周りは農地ですので影響はないと考えます。問題は無いと判断しています。以上です。

議 長 今、事務局の方から説明がありました。担当委員さん何か補足説明あればお願いします。

〇〇委員 そのとおりなんです、9 ページに倉庫が写ってますが、これは米米クラブの近くの所で、4~5 年前にはハウスをしていました。申請者と話をしたのですが問題は無いと思います。

事務局 すみません。一つ言いぬかっていましたが、農用地区域外です。

〇〇推進委員 この方は、77 歳で足腰が痛くて農業はしているんですけども、農業が出来なくなってきょうきこへ墓を作りたい。ここは苗床のハウスが建っていた所ですが、それが古なって昨年取り壊しました。隣接の田の方にも許可をいただいているということで、問題は無いと思います。

議 長 今、担当者から説明がありました。この件について何か意見、質疑はありませんか。

〇〇委員 7 ページに取合道とありますが、農道ですか。

事務局 畑への進入路です。

議 長 他に、この件について何か質疑はありませんか。

(質疑なし)

無ければ、承認を受けたいと思います。いいですか。

議案第 1 号について、承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。第 1 号議案については承認されました。

続きまして、議案第 2 号農地法第 5 条転用を目的にした農地の権利移動の規定による許可申請について、3 件申請されております。1 番から順次お願いします。

事務局 それではまた戻りまして 1 ページをお願いします。議案第 2 号の 1 番目ですが、譲渡人、譲受人については記載のとおりです。申請地につきましては、黒潮町佐賀字四拾代 2279 番 4、畑、75 m²で、これは後からでてきますけれど、75 m²のうち 33 m²墓地、あと残り 42 m²は通路ということで申請になっております。理由をその右側の欄に記載しております。ここも農用地区域外です。その右側に理由という欄がありますが、そのなかでカッコ 4 番、修正をしていただきたいですが、申請地の登記記録上の面積は、75 m²であるが既存の擁壁、側溝及び進入路部分を除いた面積は、54 m²となります。3 基の墓を設置するためには、必要と考えます。と記載していますが、当初これで申請をされ

てたんですが、保健所と同時に申請をしますので、先に保健所の方から訂正がきたようで、75㎡のうち33㎡を墓地で申請してください。残りの42㎡は通路ということで転用の申請をしてください。という注意があったようです。54㎡をお墓という申請でしたけれども、そこが変わります。後ほど平面図で出てきます。11ページから20ページお願いします。11ページに航空写真を付けておりますので御覧ください。佐賀道の駅ながら、コンビニがあってその対岸、坂折ですがそれから北の方へシメジ工場がありますが、そこへ貫ける道の途中にあります。位置的にはお分かりでしょうか。

15ページお願いします。15ページに土地利用計画図・排水計画図を付けておりますが、中に納骨堂の絵のある部分、ここに3基設置するようにしています。その墓地の面積が33㎡、通路として42㎡としています。それでまた1ページに戻っていただいて、墓地の転用の理由として右の欄にありますように、転用者が管理している実家及び親族の現在の墓が、一般国道56号窪川佐賀道路工事に伴う起業地として買収されたことにより、申請地に移設するため。また、併せて別地にある亡夫の墓を申請地に改葬し、新たに納骨堂に建立するため。また、自己所有地に墓地として適当な土地がないこと。近傍に墓地が多く建立されている。それから4番目は先ほどの説明の内容ですが、という理由で、3基の墓を建立するというような内容になっています。それで農用地区域外で、資金についてもすぐに建立できるように、確保もできている。また、排水についてもすぐ前の道路に側溝が付いています。18ページから20ページに現況の写真付けていますが、前にコンクリート側溝がありますので、排水はそこに流します。それと申請書には、用地買収を国交省からされた、という内容の物も添付されておりますので間違いはありません。というようなことで、周りも点々とお墓があるような地域で問題は無いと思います。

議長 はい、今事務局より説明がありましたが、これについて担当委員さん補足あればお願いします。

〇〇委員 周辺にも墓地があり、問題はないと思います。

〇〇委員 33㎡の中に3家分の申請か。

事務局 そうです。あと残りは通路で転用です。

議長 他に、有りませんか。

(質疑なし)

無いようでしたら承認を受けたいと思いますが。

1番について承認されます方、挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。1番については承認されました。

続きまして、5条申請2番お願いします。

事務局 すみません。1ページ戻っていただいて5条申請の2件目、2番、譲渡人、譲受人については記載のとおりです。申請地につきましては、黒潮町加持字田村ヤシキ3266番1、田、224㎡、と黒潮町加持字田村ヤシキ3264番、畑、69㎡の2筆となっています。ここも農用地区域外です。転用の理由というのが、譲受人の方が現在自動車販売整備をされているということで、現在利用されております整備工場では狭くなったと、その周りにあたる、この土地を転用して駐車場にしたいという内容になっております。21ページ

から 30 ページお願いいたします。22 ページを見ていただいたら、よくお分かりかと思いますが、申請地については加持田村の中の、住宅街の中の方になっています。

23 ページをお願いします。中ほどに〇〇〇〇〇〇と書いてある宅地がありますが、この部分で自動車販売会社の修繕等しております、このたびの申請の土地については、隣に赤で印しております 3264 番、3266 番 1 という隣接した農地となっております。

26 ページお願いいたします。土地利用計画図ということで上がってきていますが、このピンクで囲んだ所が今度の申請地、このように駐車場として利用するように計画しています。既存の水路、右の角ばった所が既存の修理工場があるところです。

それと、27、28 ページについては、27 ページについては雨水の処理について記載されています。既設の水路を使って処理するような流になっています。28、29、30 ページについては、現在の状況写真を付けています。それで、内容的には駐車場ということで、造成費もそんなに多く掛かるような内容にはなっていません。資金についても確保されています。周りの同意についても取れていますので、問題はないと判断しています。以上です。

議 長 事務局より説明が終わりましたが、担当委員さん。

〇〇委員 事務局が説明したように問題はないんですが、今現在駐車場が 23 ページの上の方を見ていただいたら分かりますが、車が 4 台ぐらい止まっていますが、そこが駐車場になっています。お客さんも結構多くて手狭になっています。

議 長 今、担当委員さんの説明がありましたが、この件について質疑ある方お願いします。
(質疑なし)

質疑がなければ承認を受けたいと思いますが、5 条申請承認されます方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい、挙手多数でございます。2 番については承認されました。

それでは、5 条申請 3 番をお願いします。

事務局 同じく 1 ページへ戻っていただきたいと思います。

5 条申請の 3 番目ですが、これは賃貸借による申請です。賃貸人、賃借人は記載のとおりです。申請地につきましては、黒潮町浮鞭字田城山 3625 番 2、畑で 1,190 m²で農用地区域外の農地です。理由としては、太陽光発電施設の設置となっております。それで、31 ページから 38 ページをお願いします。31、32 ページに有りますように、申請地は弘野団地の近くの方から上がっていった所です。位置的にはお分かりでしょうか。35、36 ページをお願いいたします。35 ページが、これは地籍測量が済んでいるということで仮図面を付けております。それで 36 ページに、このように太陽光パネルを設置するという図面です。同じく 36 ページの左の下に進入口とありますが、ここが道路がなくて宅地から入っていくようになっていて、宅地の方には同意はいただいています。それと資金についても確保は出来ています。それと排水の処理については、ここは高いところで、周りは森林ということになっていきますので、問題は無いと思います。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、担当委員さん補足説明があれば。

〇〇委員 別段、住宅の方も反対はなかったので大丈夫と思います。

議 長 今、担当委員さんからの補足説明がありましたが、この件について意見のある方。

(意見なし)

他になければ、承認を受けたいと思いますが、いいですか。

それでは、5条許可申請の3番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい、挙手多数でございます。3番につきましても承認をされました。

続きまして、非農地証明、2件出ていますが説明をお願いします。

事務局 はい、それでは議案第3号2ページをお願いします。

議案第3号非農地願2件出ています。

1件目、願出人については〇〇〇〇〇さん、という方で先ほどの5条申請にも出てきた方と同じです。

願出地が、黒潮町加持字田村ヤシキ3268番、畑で、79㎡。黒潮町加持字田村ヤシキ3277番1、畑で、82㎡。農用地区域外の所です。願出理由が右にありますように、3268番は約40年前から宅地として使用を開始し現在に至る。3277番1は約40年前頃建物が建っていたが、30年前から資材置場として使用。という理由です。39ページから45ページお願いします。場所は先ほどの5条申請の同じ集落のなかの近くです。44ページお願いします。2つの場所は割合近くにありますが、この44ページにつきましては、申請理由にもありました、40年ぐらい前に建てた建物が建っております。それと、45ページお願いします。その土地についても、以前は家が建っていて取り壊されたということで、現在はタイヤなど自動車用の廃材が置かれている、という状況になっています。農地に再生するのは困難ではないかと判断します。以上です。

議長 今、事務局の方より説明が終わりましたが、担当委員さん何か補足があれば。

〇〇委員 事務局の報告のとおりです。

議長 事務局の報告のとおり、ということですが、何か質問のある方お願いします。

(質問なし)

質問も無いようですので、承認を受けてよろしいでしょうか。

それでは、非農地証明の1番につきまして承認をされます方、挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい、挙手多数でございます。非農地証明の1番につきましては承認されました。

続きまして、非農地証明の2番お願いします。

事務局 それでは、2ページにお返りください。

願出人の方は、住所〇〇、〇〇〇〇さんという方で2筆申請が出ております。伊田字辻堂819番2、田、165㎡。伊田字川原田825番6、田、29㎡。

願出理由につきましては、819番2が、昭和41年4月20日から家屋番号819番2の建物用地として使用。今日に至る。

2番目の土地、川原田825番6については、昭和42年月日不詳、耕作放棄をし、昭和47年月日不詳により原野となる。平成14年月日不詳から駐車場として使用。今日に至る。という理由になっています。46ページから52ページお願いします。46ページに航空写真と47ページに住宅地図を添付しています。国道56号線の旧保育園の近くに、まるみ屋さんというお店がありますが、その南側になる所です。それで、51、52ページお願いします。819番2については、申請理由にありましたように、以前から家が建っ

ているというような状況です。それと、川原田 825 番 6 につきましては、52 ページに写真がありますが、両方壁で囲んで嵩上げして道路に接する部分には鉄板のマチがついて、すでに駐車場として使われているというような状況になっています。なかなかここも農地に再生するのは、難しいのではないかと判断します。以上です。

議長 今、事務局より説明が終わりましたが、担当委員さん何か補足説明があればお願いします。

〇〇推進委員 事務局の説明のとおりですが、届出人は町外に住んでいますので農地から宅地にして売りたいとのことです。

議長 今、担当委員さんからも説明がありましたが、この件について質疑のある方お願いします。

(質問なし)

無いようでしたら承認を受けたいと思いますが。

この 2 番の非農地願について承認されます方の挙手をお願いします。

(挙手多数)

はい、挙手多数でございます。2 番につきましても承認をされました。

それでは、議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について、を議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 お手元に資料をお配りしておりますが、議案第 4 号という分を御覧ください。

1 枚捲っていただいて、上の方に 1 ページと書いております。3 件の報告があります。

1 件目が貸付人が〇〇〇〇さんで、借受人が入野の〇〇〇〇さんという方でナバナを栽培される内容になっています。

2 件目、3 件目が借受人〇〇〇〇さんで、貸付人が〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんとなっております全部新規となっております。

以上で、利用権の設定を添付していますので、御覧になっていただきたいと思います。

〇〇推進委員 入野のどちらの方ですか。

事務局 〇〇です。

議長 この利用権の設定について何か質問はありませんか。

(質問なし)

それでは、この件について承認をいただきたいと思いますが、承認される方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい、挙手全員でございます。議案第 4 号につきましては承認されました。

続きまして、(3) その他の討議・報告事項について、となっておりますが、事務局より説明をお願いします。

事務局 (3) その他の討議・報告事項について、はありません。

(議決案件については以上)

事務局 以降、〇その他について説明した。

議長 他に協議なければ終わりたいと思います。長時間の審議御苦勞様でした。これにて閉会とします。

(午後 3 時 50 分終了)